

国の施策・予算に関する提言

今回の東日本大震災は、甚大な被害をもたらし、被災者だけでなく、日本中・世界中の人々が、一日も早い復旧・復興を願っている。

中核市市長会としても、6月2日、国に対して「東日本大震災の支援・対策に係る要望」及び「原子力発電所事故に係る要望」を行い、迅速かつ適切な震災対応を求めてきた。

同時に、われわれ中核市は、積極的に被災者の声に耳を傾け、被災地のニーズを的確に把握し、自治体間で連携・協力して迅速な支援を行うなど、早期の復旧・復興に向けて最大限の努力を行っている。

しかし、多くの被災者は、自分たちの住まい、働く場を失い、未だ家族と安心して暮らすことができないなど、経済的・精神的に厳しい状況が続いている。

よって、国においては、早急に、住民が安心して、将来への希望を持って生活することができるよう、東京電力福島第一原子力発電所における事故の収束を始めとして、復旧・復興への取り組みをより一層強化し、地域経済の再生を図るとともに、今後の被災時支援体制の強化に向けた適切な措置を講じるよう、要請する。

一方、国と地方の関係においては、地域主権戦略大綱に基づき、平成23年4月には、国と地方の協議の場が法制化されたほか、8月には、第2次一括法が成立するなど、徐々にではあるが改革が進められていることは一定の評価ができるものの、都道府県に導入された地域自主戦略交付金における地方の裁量が不十分であるなど、その内容については多くの課題を抱えている。

しかしながら、われわれ中核市は、この地域自主戦略交付金は地方の財政自主権の拡充に向けた過渡的なものとして受け止めており、地方の自由度をより高めるものとしてこれを評価し、速やかに交付されることを望んでいる。

中核市としては、これまで、徹底した行財政改革に取り組むとともに、国及び都道府県から移譲された権限及び事業に対して真摯に取り組み、住民が安全に、そして安心して生活できるよう、行政サービスの向上を図ってきた。

今後、より迅速に地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進し、住民が豊かに暮らすことができる社会の形成を図るため、国と地方の役割分担を明確化し、税財源の配分を見直すことにより、真の分権型社会を実現することが重要である。

よって、国においては、今後の予算編成に当たって、次の事項を実現することを強く要請する。

1 震災関連について

(1) 新たな交付金制度と復興特別区域制度の充実

- ① 地域が、それぞれの被災地の実情に応じて迅速かつ主体的に復旧・復興に取り組むことができるようにするため、より自由度が高く事業の継続を担保した交付金制度とすること。
- ② 復興特別区域制度については、被災地の状況に柔軟に対応できるような制度として運用するとともに、被災地が一刻も早く復興への道筋をつけることができるよう、助言や人的支援等を行うこと。

(2) 放射能汚染に対する安全対策の推進と健康被害対策の強化

- ① 住民が安心して生活できる環境を取り戻すため、放射性物質に汚染された土壌・瓦礫等の撤去・処分・除染等を適切に実施するとともに、その安全基準や取扱い等に関する指針や状況について国民に速やかに明示すること。
- ② 除去した表土、汚泥、焼却灰等の一時保管に要するすべての費用について継続的に財政措置を講じるとともに、早期に最終処分場の確保を図ること。
- ③ 自治体や住民等が、放射線量の低減策として実施する除染活動に要するすべての費用について、継続的に財政措置を講じること。
- ④ 食の安全・安心のため、農作物の放射線等の検査体制のさらなる強化や放射性物質吸収抑制策等、安全な農作物の生産対策を図り、それらに要するすべての費用について、継続的に財政措置を講じること。
- ⑤ 放射性物質を原因とする健康被害に対する監視の強化を図るため、長期的かつ継続的な医療や健康診断等の対策を講じること。

(3) 原子力安全対策の強化

- ① 福島第一原子力発電所災害について、一刻も早い事故収束を図るとともに、国内すべての原子力発電所に対して、より確実な安全対策を講じるよう、適切に指導すること。
- ② 住民が求める安全・安心の確保に向け、災害時だけでなく平時から適切に情報提供を行うとともに、原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（E P Z）の範囲を慎重に議論すること。なお、原子力関連施設が立地しないものの、E P Zに含まれる自治体に取り組む原子力防災体制の強化策に対しても、財政措置を講じること。

(4) 国等の関係機関の設置

- ① 「原子力安全庁」や、「復興庁」の出先機関をはじめ、放射線に係る研究・医療機関などの国等の関係機関を、被災市に整備すること。

(5) 柔軟かつ十分な財政措置

- ① 公共施設については、災害時における地域の重要な防災拠点としての役割も担うことから、建替えや大規模改修にあたっては、従来の枠組みにとられない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。
- ② 震災対応により、財源が不足している被災自治体が過度な負担を強いられることがないよう、新たに設けられる特別交付税を地域の復興速度に合わせた仕組みとするなど、継続的な財政措置を講じること。
- ③ 原子力発電所事故に係る避難住民に対する行政サービスの提供にあたっては、いわゆる原発避難者特例法の規定により、国が必要な財政上の措置を講ずるものとされていることから、速やかに財政措置の手法を明示するとともに、費用負担の不公平が生じないよう、適切な財政措置を行うこと。
- ④ ゴミ処理や消防等、域内処理とされた事務については、普通交付税の算定において、災害により避難してきた人口増等を考慮した補正係数の創設等により措置すること。なお、平成23年度については、相当の費用を特別交付税において措置すること。
- ⑤ 個人もしくは組合等が管理する井戸などを含めた、水道事業の給水区域外における水源の枯渇、小規模な給水施設の損壊などの復旧及び新設に要する経費に対して、財政的な支援をするための補助制度を整備するとともに、詳細な水源枯渇の科学的な原因調査や新たな水源調査を国において実施すること。

(6) 産業基盤の復興支援と就労支援の充実

- ① 早期に被災地の経済活動を回復するため、二重債務問題を解決するための制度や、資金繰り支援、事業用施設の整備支援等の中小企業支援のほか、新たに起業するときの融資制度を新設するなど、長期的視野に立った必要な支援策を講じること。
- ② 被災地の雇用を促進し、復興を牽引するため、地域の特色を生かして、再生可能エネルギー産業や医療産業等の拠点づくりを行うなど、産業基盤の復興に資する環境整備を図ること。
- ③ 被災地の新たな産業の創出を図るとともに、雇用を促進するため教育訓練の機会を拡充するなど、制度の充実を図ること。

(7) 風評被害対策の強化

- ① 農林水産業者、さらに中小企業や商店街では、甚大な風評被害を受けていることから、安定した経営の維持を図るため、早期に十分な風評被害補償を受けることができるように、国が責任を持って対応すること。
- ② 放射能汚染のない安全・安心な食物及び製品であることを国内外へ正確に継続して発信するとともに、地域の自主的な安全・安心を高めるための取り組みに対して財政措置を講じること。
- ③ 観光産業においても、同様の対応により、観光振興に向けた支援策を講

じること。

(8) 被災者の生活再建への支援

- ① 原子力発電所事故に伴う損害賠償については、国の責任において、全力を挙げて対応し、早期救済を図ること。
- ② 一刻も早く、被災者が安定して生活できるようにするため、住居の賃貸及び取得に対する支援を地域の実情を踏まえ強化すること。
- ③ 宅地被害を受けた被災者の多くは住宅も被害を受けているが、被災者生活再建支援制度など住宅に対する支援と、液状化を含め宅地に対する給付型の支援制度が必要であり、被災宅地を被災者自ら復旧する場合、被災者の負担軽減を図るため、既存制度の拡充や復旧工事に要する費用の助成制度のさらなる充実を図ること。

(9) 大地震対策や土砂災害等への支援と広域支援体制の整備・強化

- ① 今後発生することが予想される、東海・東南海・南海地震を始めとする大地震等に備えるため、地域が取り組む防災及び減災等の強化策に対して、地域の実情を十分に踏まえ、財政措置を含む支援を拡充すること。
- ② 地震・津波・原子力災害等の大規模災害を想定し、住民を迅速かつ安全に避難させることのできる避難道路や港湾等の整備促進などを行うこと。
- ③ 被災した住宅団地の市道等の災害復旧にあたっては、市道等の二次的な被害を防止するため、地域の実情を十分に踏まえ、宅地部も含めた面的一括災害復旧として採択すること。
- ④ 土砂災害復旧事業（災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業）や宅地災害復旧事業（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、小規模住宅地区等改良事業、住宅地区改良事業等）について、補助率の嵩上げや、道路に市道を追加するなど、採択要件を緩和すること。
- ⑤ 広域で取り組む災害時支援体制の整備・強化についても、財政措置を講じること。
- ⑥ 広域に被害が及ぶ大規模災害時において、緊急車両、避難所、医療機関等に係る燃料（A重油、ガソリン、灯油など）の確保について、国レベルの支援体制を構築すること。
- ⑦ 災害時に流通機能などを確保するため、全国の交通ネットワークについて検証し、必要な交通インフラについては、早急に整備すること。

2 税財政関連について

(1) 国と地方の税財源配分の是正

国と地方の税財源の配分については、地方が担う役割と責任に見合ったものとするを原則とし、地方が事務等を自主的かつ自立的に実施できるようにするため、まずは、速やかに国・地方の税財源配分を「5：5」となるよう、是正すること。

なお、地域主権改革に伴い移譲された権限については、事務等を実施するに当たって支障が生じることがないように、十分な財源を措置すること。

(2) 地方交付税総額等の確保と法定率の引上げ

地方交付税を始めとした地方の一般財源総額については、地方が安定して標準的な行政サービスを提供することができるよう、必要額を確保すること。

また、恒常的な地方交付税の財源不足を臨時財政対策債に頼ることなく、地方交付税の法定率を引上げるなど、抜本的な改善を図り、負担の先送りを解消すること。

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。特に、中核市の税収の約4割を占める基幹税目である固定資産税について、評価替えにより大幅な減収が見込まれていることから、社会経済情勢の変化に伴い必要性・合理性の薄れた特例措置を見直すこと。

(3) 地域自主戦略交付金の対象拡大と総額の確保及び制度の充実

地域自主戦略交付金については、従来の国庫補助金等の総額を確保するとともに、対象事業を拡充することにより、地方の自由裁量を拡大するほか、先行して実施している都道府県の運用状況等を踏まえた見直しや中核市からの提案等を取り入れるなど、制度の改善に取り組むこと。特に、基礎自治体は都道府県より年度間事業量の変動が大きいことから、基金への積立を可能とするなど、地方の実情に合わせ、柔軟に対応できる制度を構築すること。なお、交付金の配分においては、社会資本整備総合交付金に係る事業計画期間が5か年とされていることを踏まえ、その継続事業分に十分な配慮を行うこと。

平成24年度から指定都市へ拡大するとされているが、われわれ中核市は、一定の財政規模と権限を持つ基礎自治体の代表として指定都市並みの権限を求めてきたところである。よって、中核市の声を聞きながら制度設計を急ぎ、速やかに中核市までその対象を拡大すること。

(4) 復興増税に伴う地方税増収分の活用

住民に対する課税は、行政サービスを提供するために必要な財源負担であることから、地方税増収分は、各自治体が自ら取り組む防災・減災事業等に活用でき

るようにすること。

平成23年11月 2日

中核市市長会